

有限会社セイコウ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 8 月 1 日～ 2031 年 7 月 31 日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 ヶ月以上の育休取得」を目指し、職場における休業者の業務カバー体制の検討実施を行う。

<対策>

- 2026 年 8 月～ 職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直しなど)・実施

目標2： 2026 年 9 月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大)

<対策>

- 2026 年 8 月～ 社員への聞き取り、検討開始
- 2026 年 8 月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知